

**環境** 住民環境課からのお知らせ

問 住民環境課 環境対策係  
☎476-1111(127・128)

◆ **2月は猫の適正飼養推進月間です**  
～飼い猫はルールを守って飼いましょう～

県内では、昨年度 2,600 頭余りの猫が保健所に引き取られています。  
「飼えなくなった」という理由で、引き取りを依頼する前に、飼い主としての責任を果たしましょう。

**猫の飼い主が守るべきこと**



**室内で飼いましょう**

放し飼いの猫は、交通事故・争いによるけが・感染症などの危険に晒され、他の家の庭や畑を荒らしてしまうことも少なくありません。猫の健康や地域住民に迷惑をかけないように、室内で飼うことを心がけましょう。



**不妊・去勢手術をして飼いましょう**

メス猫は環境がよければ1年間に2、3回出産するため、あっという間に数十匹に増えてしまいます。飼い猫の出産を望まない場合や子猫をきちんと飼う余裕がない場合は、不妊・去勢手術を受けさせましょう。去勢手術はオス猫のマーキング行為の減少にもなります。



**首輪や迷子札で所有者を明示しましょう**

たとえ室内飼いの猫であっても、開いたドアからの脱走や突然の災害などで驚いて逃げってしまうことも考えられます。もしもの時のために、飼い主の名前と連絡先が分かるものを猫に着けてあげましょう。

**野良猫への餌付けはやめましょう！**

野良猫に餌をあげることは、その猫を飼っているときみなされる行為です。飼い猫以外に餌をあげる場合は責任をもって飼うことができるか、よく考えましょう。

【問い合わせ先】

志布志保健所 ☎099-472-1021  
県庁生活衛生課 ☎099-286-2788  
動物愛護センター ☎0995-44-6301

問い合わせの受付時間は  
平日 8:30～17:15 です。